第３５８回矢板市議会定例会

議　案　書

令和元年　９月

矢　　板　　市

第３５８回矢板市議会定例会提出議案

議案第　１　号　令和元年度矢板市一般会計補正予算（第３号）・・・・・・・・Ｐ１
議案第　２　号　令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第１号）・・・Ｐ１
議案第　３　号　令和元年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算・・・・・・Ｐ１
（第１号）
議案第　４　号　令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算・・・・・Ｐ１
（第１号）
議案第　５　号　令和元年度矢板市水道事業会計補正予算（第１号）・・・・・Ｐ１
議案第　６　号　平成３０年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について・・Ｐ２
議案第　７　号　平成３０年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定・・Ｐ３
について
議案第　８　号　平成３０年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の・・Ｐ４
認定について
議案第　９　号　平成３０年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算・・Ｐ５
の認定について
議案第１０号　平成３０年度矢板市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決・・Ｐ６
算の認定について
議案第１１号　平成３０年度矢板市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算・・Ｐ７
の認定について
議案第１２号　平成３０年度矢板市コリーナ矢板排水処理事業特別会計歳・・Ｐ８
入歳出決算の認定について
議案第１３号　平成３０年度矢板市水道事業会計決算の認定について・・・・Ｐ９

議案第１４号　矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例・・P10
の制定について
議案第１５号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行・・P23
に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第１６号　矢板市印鑑条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・P29
議案第１７号　矢板市市税条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・P32
議案第１８号　矢板市水道事業給水条例の一部改正について・・・・・・・・・P37
議案第１９号　教育委員会教育長の任命同意について・・・・・・・・・・・・P39
議案第２０号　教育委員会委員の任命同意について・・・・・・・・・・・・・P40
議案第２１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについ・・P41
て
議案第２２号　工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・P42
議案第２３号　平成３０年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分・・P43
について

議案第１号　令和元年度矢板市一般会計補正予算（第３号）

議案第２号　令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第１号）

議案第３号　令和元年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

議案第４号　令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案第５号　令和元年度矢板市水道事業会計補正予算（第１号）

（以上別冊）

議案第６号

平成３０年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成３０年度矢板市一般会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年８月３０日提出

矢板市長　齋　藤　淳一郎

議案第７号

平成３０年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成３０年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年８月３０日提出

矢板市長　齋　藤　淳一郎

議案第８号

平成３０年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成３０年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年８月３０日提出

矢板市長　齋　藤　淳一郎

議案第９号

平成３０年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成３０年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年８月３０日提出

矢板市長　齋　藤　淳一郎

議案第１０号

平成３０年度矢板市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成３０年度矢板市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年８月３０日提出

矢板市長　齋　藤　淳一郎

議案第１１号

平成３０年度矢板市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成３０年度矢板市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年８月３０日提出

矢板市長　齋　藤　淳一郎

議案第１２号

平成３０年度矢板市コリーナ矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成３０年度矢板市コリーナ矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年８月３０日提出

矢板市長　齋　藤　淳一郎

議案第１３号

平成３０年度矢板市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、平成３０年度矢板市水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年８月３０日提出

矢板市長　齋　藤　淳一郎

議案第１４号

矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を、別紙のように定める。

令和元年８月３０日提出

矢板市長　齋　藤　淳一郎

矢板市条例第　　号

矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０３条の２第５項、第２０４条第３項及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２４条第５項に基づき、法第２２条の２第１項の規定により採用された職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

（会計年度任用職員の給与）

第２条　前条の給与とは、法第２２条の２第１項第２号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第１号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び期末手当をいう。

２　給与は、口座振替の方法により支払うことができる。

（フルタイム会計年度任用職員の給料）

第３条　フルタイム会計年度任用職員の給料は別表第１に掲げる給料表（以下「給料表」という。）によるものとし、職種の区分に応じて適用する。

２　前項の給料表は、すべてのフルタイム会計年度任用職員に適用するものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の職務の級）

第４条　フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難

及び責任の度に基づき給料表に定める職務の級に応じて等級別基準職務表（別表第２）のとおり分類する。

２　フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者（法第６条第１項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第１７条第２項を除き、以下同じ。）が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の号給）

第５条　フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、市規則で定める基準に従い決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第６条　矢板市職員の給与に関する条例（昭和３０年矢板市条例第５０号。以下「給与条例」という。）第５条及び第６条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第４項中「休暇等条例第３条第１項及び第４項、第４条並びに第５条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の給与からの控除）

第７条　給与条例第６条の２の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第８条　給与条例第１０条の３の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第９条　フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給される者の範囲、支給額及び支給方法は、矢板市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和３０年矢

板市条例第６６号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の減額）

第１０条　給与条例第１２条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「休暇等条例第８条の４第１項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」と、「休暇等条例第９条に規定する祝日法による休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた休日」と、「休暇等条例第１０条第１項の規定により代休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた代休日」と、「休暇等条例第９条に規定する年末年始の休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた年末年始の休日」と、「第１６条第１項」とあるのは「第１５条」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第１１条　給与条例第１３条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第１項中「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と、「第１６条第２項及び第３項」とあるのは「第１５条」と、同条第３項中「休暇等条例第５条の規定により、あらかじめ休暇等条例第３条第２項又は第４条の規定により割り振られた」とあるのは「あらかじめフルタイム会計年度任用職員について割り振られた」と、「第１６条第２項及び第３項」とあるのは「第１５条」と、同条第４項中「第１６条第２項及び第３項」とあるのは「第１５条」と、同条第５項中「休暇等条例第８条の４第１項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」と、「第１６条第２項及び第

３項」とあるのは「第１５条」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第１２条　給与条例第１４条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「休暇等条例第３条第１項又は第４条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員」とあるのは「毎日曜日を週休日と定められているフルタイム会計年度任用職員」と、「同条例第９条」とあるのは「休暇等条例第９条」と、「同条例第４条及び第５条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「正規の勤務時間中に勤務する」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）中に勤務する」と、「第１６条第２項及び第３項」とあるのは「第１５条」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第１３条　給与条例第１５条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「第１６条第２項及び第３項」とあるのは「第１５条」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理）

第１４条　給与条例第１５条の２の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「第１２条」とあるのは「第１０条」と、「第１３条から前条まで」とあるのは「第１１条から第１３条まで」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務１時間当たりの給料額）

第１５条　給与条例第１６条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用

する。この場合において、同条第２項及び第３項中「第１３条から第１５条まで」とあるのは「第１１条から第１３条まで」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当）

第１６条　給与条例第１７条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第２項中「第１３条から第１５条まで」とあるのは「第１１条から第１３条まで」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第１７条　給与条例第１９条から第１９条の３までの規定は、任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

２　任期の定めが６月に満たないフルタイム会計年度任用職員の１会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第６条第１項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。次項及び第２９条において同じ。）の定めの合計が６月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

３　６月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が６月以上に至ったときは、第１項の任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外手当等の支給方法）

第１８条　この条例に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当の支給方法に関し必要な事項

は、市規則で定める。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第１９条　パートタイム会計年度任用職員には、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、市規則で定める額の報酬を支給する。この場合において、市規則で定める額は、月額のときは３５０，０００円、日額のときは１６，６００円及び時間額のときは２，１００円を超えない範囲で定めるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第２０条　報酬の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の１日から末日までとし、市規則で定める期日に支給する。

２　日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

３　月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

４　前項の規定により報酬を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その給与期間の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬からの控除）

第２１条　給与条例第６条の２の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬）

第２２条　特殊勤務手当条例第２条に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額

の報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第２３条　月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない１時間につき、第２８条第１号に規定する勤務１時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

２　日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない１時間につき、第２８条第２号に定める勤務１時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第２４条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第２８条に規定する勤務１時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で市規則で定める割合（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１００（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１２５）を乗じて得た額とする。

⑴　正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

⑵　前号に掲げる勤務以外の勤務

２　前項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務１時間につき、第２８条に規定する勤務１時間当たりの報酬額に１００分の２５から１００分の５０までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が３８時間４５分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

３　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間との合計が１月について６０時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その６０時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第２８条に規定する勤務１時間当たりの報酬額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

⑴　正規の勤務時間外にした勤務　１００分の１５０（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１７５）

⑵　割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務（前項ただし書の勤務及び次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる勤務を除く。）　１

００分の５０

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第２５条　祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第２８条に規定する勤務１時間当たりの報酬額に１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。これらの日に準ずるものとして市規則で定める日において勤務したパートタイム会計年度任用職員についても同様とする。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第２６条　正規の勤務時間として午後１０時から翌日の午前５時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第２８条に規定する勤務１時間当たりの報酬額に１００分の１２５を乗じて得た額を報酬として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第２７条　給与条例第１５条の２の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「第１２条」を「第２８条」と、「第１３条から前条まで」とあるのは「第２４条から第２６条まで」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務１時間当たりの報酬額）

第２８条　勤務１時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　月額による報酬　報酬の月額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから１年間における休日等に割り振られた勤務時間を減

じたもので除して得た額

⑵　日額による報酬　報酬の日額を１日に勤務する時間数で除して得た額

⑶　時間額による報酬　第１９条の規定に基づき市規則で定める額

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第２９条　給与条例第１９条から第１９条の３までの規定は、任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第１９条第４項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前６月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市規則で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

２　任期の定めが６月に満たないパートタイム会計年度任用職員の１会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が６月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

３　６月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（６月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が６月以上に至ったときは、第１項の任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第３０条　第２条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第３１条　パートタイム会計年度任用職員が給与条例第１０条の３に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

２　通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第１０条の３第２項から第８項までの規定の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償）

第３２条　パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

２　旅行に係る費用弁償の額は、矢板市職員等の旅費に関する条例（昭和３８年矢板市条例第９号）の例による。この場合において、同条例別表中「３級以下の職務にある者及び技能労務職給料表の適用を受ける者」とあるのは「地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員」と読み替えるものとする。

（委任）

第３３条　この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

職務の級	号給	給料月額

１級	１号給から９３号給まで	中欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第１の行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の１級の欄に掲げる給料月額と同額
２級	１号給から１２５号給まで	中欄に掲げる各号給の数と行政職給料表におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の２級の欄に掲げる給料月額と同額
３級	１号給から１１３号給まで	中欄に掲げる各号給の数と行政職給料表におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の３級の欄に掲げる給料月額と同額

別表第２（第４条関係）

職務の級	基準となる職務
１級	相当の知識、技術、経験等を要する職務
２級	やや高度の知識、技術、経験等を要する職務
３級	相当高度の知識、技術、経験等を要する職務

議案第１５号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のように定める。

令和元年８月３０日提出

矢板市長　齋　藤　淳一郎

矢板市条例第　　号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（矢板市職員定数条例の一部改正）

第１条　矢板市職員定数条例（昭和３０年矢板市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２２条第２項」を「第２２条の３第４項」に改める。

（矢板市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第２条　矢板市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年矢板市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「占める職員」の次に「及び同法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員」を加える。

（矢板市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第３条　矢板市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和３０年矢板市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の１項を加える。

４　法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員に対する第１項の規定の適用については、同項中「３年を超えない範囲内」とあるのは、「法第２２条の２第１項及び第２項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第４条　公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成１３年矢板市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第３号中「第２２条第１項」を「第２２条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（矢板市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第５条　矢板市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和３０年矢板市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第３条中「給料」の次に「（地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については、報酬の額（矢板市職員の給与に関する条例（昭和３０年矢板市条例第５０号）第１３条に規定する時間外勤務手当に相当する額を除く。））」を加える。

（矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第６条　矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成７年矢板市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１３条第２項第２号中「訓令」を「規程」に改め、同条第７項中「第２２条第１項」を「第２２条」に、「同条第５項」を「同法第２２条の３第４項」に改める。

第１９条中「して」の次に「市長が定める基準に従い」を加える。

別表第１中２１の項を２３の項とし、８の項から２０の項までを２項ずつ繰り下げ、７の項の次に次のように加える。

８　女性職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

９　妊娠中の女性職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。	当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な期間

（矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第７条　矢板市職員の育児休業等に関する条例（平成４年矢板市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第８条中「した職員」の次に「（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第８条　外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成５年矢板市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第３号中「第２２条第１項」を「第２２条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第９条　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年矢板市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

「

別表中

区長	年額　均等割　67,000 戸数割　760	を
産業医	月額　30,000	

「

産業医	月額　30,000	に、

「

学校薬剤師	年額　40,000	を
矢板市立学校講師	月額　295,000	
英語指導助手	月額350,000円以内で市長が定める額	

「

学校薬剤師	年額　40,000	に、

「

「矢板市職員の給与に関する条例（昭和３０年矢板市条例第５０号）に規定する行政職給料表による３級の職にある者」を「矢板市職員の給与に関する条例に規定する行政職給料表による３級の職にある者」に改める。

（矢板市職員の旅費に関する条例の一部改正）

第１０条　矢板市職員の旅費に関する条例（昭和３８年矢板市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項に後段として次のように加える。

この場合において、地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員は、同表の１級の職務にあるものとみなす。

（矢板市少年指導センター条例の一部改正）

第１１条　矢板市少年指導センター条例（昭和５３年矢板市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「非常勤の特別職」を「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項第１号に掲げる職員」に改める。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

議案第１６号

矢板市印鑑条例の一部改正について

矢板市印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和元年８月３０日提出

矢板市長　齋　藤　淳一郎

矢板市条例第　　号

矢板市印鑑条例の一部を改正する条例

矢板市印鑑条例（昭和５１年矢板市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第５条第１項中「、又は」を「又は」に改め、同条第２項第３号中「氏名（」の次に「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号。以下「令」という。）第３０条の１３に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載（住民基本台帳法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製する住民票にあつては、記録）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第３０条の２６第１項」を「令第３０条の１６第１項」に、「が記録」を「の記載が」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第８号中「記録」を「記載が」に改める。

第６条第１項第１号中「氏、名」の次に「、旧氏」を、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第２号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第２項中「記録」を「記載が」に改める。

第１２条第１項第３号中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第１５条第２項中「第４条第２項、第３項及び第４項」を「第４条第２項から第４項まで」に改める。

附　則

この条例は、令和元年１１月５日から施行する。

議案第１７号

矢板市市税条例の一部改正について

矢板市市税条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和元年８月３０日提出

矢板市長　齋　藤　淳一郎

矢板市条例第　　号

矢板市市税条例の一部を改正する条例

第１条　矢板市市税条例（昭和３０年矢板市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

附則第１０条の３中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から令和２年度まで」に改める。

附則第１４条の２中「３輪」を「三輪」に改める。

第２条　矢板市市税条例の一部を次のように改正する。

第３６条の２中第８項を第９項とし、第７項を第８項とし、第６項を第７項とし、第５項の次に次の１項を加える。

６　第１項又は第４項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第１９０条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第１項の申告書を提出するときは、法第３１７条の２第１項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第３６条の３の２の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第１項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第３号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第３６条の３の３の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第１項中「第２０３条の５第１項」を「第２０３条の６第１項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所

得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第２０３条の６第１項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第３号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第３６条の３の３第２項中「第２０３条の５第２項」を「第２０３条の６第２項」に改め、同条第４項中「第２０３条の５第５項」を「第２０３条の６第６項」に改める。

第３６条の４第１項中「によつて」を「により」に、「同条第７項」を「同条第８項」に、「第８項」を「第９項」に、「においては」を「には」に改める。

第３条　矢板市市税条例の一部を次のように改正する。

第２４条第１項第２号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第４条　矢板市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第１４条第１項中「第４項」を「第５項」に改め、同条に次の１項を加える。

５　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる

同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第１４条の２第１項中「第４項」を「第５項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第２条及び次条の規定　令和２年１月１日

⑵　第３条及び附則第３条の規定　令和３年１月１日

⑶　第４条及び附則第４条の規定　令和３年４月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　前条第１号に掲げる規定による改正後の矢板市市税条例（次項及び第３項において「２年新条例」という。）第３６条の２第６項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和２年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

２　２年新条例第３６条の３の２第１項（第３号に係る部分に限る。）の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき矢板市市税条例第３６条の２第１項に規定する給与について提出する２年新条例第３６条の３の２第１項及び第２項に規定する申告書について適用する。

３　２年新条例第３６条の３の３第１項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成３１年法律第６号）第１条の規定による改正後の所得税法（昭和４０年法律第３３号。以下

この項において「新所得税法」という。）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（新所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する２年新条例第３６条の３の３第１項に規定する申告書について適用する。

第３条　附則第１条第２号に掲げる規定による改正後の矢板市市税条例第２４条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定は、令和３年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和２年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条　附則第１条第３号に掲げる規定による改正後の矢板市市税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和２年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第１８号

矢板市水道事業給水条例の一部改正について

矢板市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和元年８月３０日提出

矢板市長　齋　藤　淳一郎

矢板市条例第　　号

矢板市水道事業給水条例の一部を改正する条例

矢板市水道事業給水条例（平成１０年矢板市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第８条第４項及び第３４条第１項中「第４条」を「第６条」に改める。

附　則

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

議案第１９号

教育委員会教育長の任命同意について

本市教育委員会教育長として、下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年８月３０日提出

矢板市長　齋　藤　淳一郎

記

住　　所　[redacted]

氏　　名　村　上　雅　之

生年月日　[redacted]

議案第２０号

教育委員会委員の任命同意について

本市教育委員会委員として、下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年８月３０日提出

矢板市長　齋　藤　淳一郎

記

住　　所　[redacted]

氏　　名　　宮　本　福　徳

生年月日　[redacted]

議案第２１号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年８月３０日提出

矢板市長　齋　藤　淳一郎

記

住　　所　[redacted]

氏　　名　齋　藤　兆　正

生年月日　[redacted]

議案第２２号

工事請負契約の締結について

下記工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和２８年矢板市条例第２６号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年８月３０日提出

矢板市長　齋　藤　淳一郎

記

１	契約の目的	矢板市デジタル防災行政無線（移動系）新設工事
２	契約の方法	条件付一般競争入札
３	契約金額	１８８，１００，０００円
４	契約の相手方	東京都渋谷区渋谷三丁目２９番２０号 株式会社協和エクシオ 代表取締役　船　橋　哲　也

議案第２３号

平成３０年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成３０年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金１億９，６５３万６，０２７円のうち５００万円を減債積立金に、３，０００万円を建設改良積立金に積立て、６，６８６万５，７４１円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和元年８月３０日提出

矢板市長　齋　藤　淳一郎